

2015年(平成27年)12月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路, 下水道管渠, 準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報
を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の
省略について(答申)

2015年(平成27年)11月27日付けで諮問(第773号)された道路,
下水道管渠, 準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報を目的外に提供
すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申
します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成27年11月9日付文書にて, 埼玉県浦和警察署司法警察員から, 刑事
訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため, 辻堂駅北口, 南口及び西口の駅
前公共施設内のエレベーターやエスカレーターに設置された防犯カメラの記録
に関する情報提供を求める照会がなされたものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は, 当該個人情報を目的外のために提供
しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず, 実施機関の裁
量に委ねられている場合に該当するため, 埼玉県浦和警察署司法警察員に防犯
カメラの録画データを目的外に提供することについて, 藤沢市個人情報の保護
に関する条例第12条の規定に基づき, 藤沢市個人情報保護制度運営審議会に
諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

辻堂駅北口、南口及び西口の藤沢市所有地及び管理協定締結用地内のエレベーターやエスカレーターに設置された全ての防犯カメラの、平成27年10月21日午後9時から平成27年10月22日午前0時までの録画データ

イ 目的外に提供する相手方

埼玉県浦和警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、「捜査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体・その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものですが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した埼玉県浦和警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会は、捜査関係事項照会書に添付の理由書に記載されたように「埼玉県、神奈川県、静岡県等広域にわたる窃盗（忍び込み）事件の捜査」に係るもので、「平成27年10月21日深夜時間帯から、同月22日未明時間帯の間に、静岡県内で捜査対象者の犯行と思われる窃盗事件が発生し、同人のICカードの利用履歴から、JR辻堂駅でバスを降車し、辻堂駅から電車を利用し静岡県内に行った状況が窺える。」ことから、行動の裏付けをするために防犯カメラ映像の提供を求めているものである。

本件の目的外提供する個人情報は、他の代替手段が想定し難いものであることから、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴い本人通知を省略する必要性について

個人情報を目的外に提供する場合、本来は当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件は捜査のために行う目的外提供であり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認しているため、本人通知を省略するものである。

(4) 実施時期（予定年月日）

2015年（平成27年）12月10日

(5) 提出書類

ア 個人情報取扱事務届出書

- イ 捜査関係事項照会書（写し）
- ウ 防犯カメラ設置場所図
- エ 駅前公共施設における防犯カメラ運用基準
- オ 駅前公共施設防犯カメラによる画像データについて，捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は，正当な請求権を有した埼玉県浦和警察署司法警察員によって行われるものであり，本件照会の具体的必要性については，「平成27年10月21日深夜時間帯から，同月22日未明時間帯の間に，静岡県内で捜査対象者の犯行と思われる窃盗事件が発生し，同人のICカードの利用履歴から，JR辻堂駅でバスを降車し，辻堂駅から電車を利用し静岡県内に行った状況が窺える。」ことから，行動の裏付けをするために防犯カメラ映像の提供を求めているとのことである。

また，実施機関では，本件の目的外に提供する個人情報，他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし，提供する防犯カメラの録画データについて，録画時間の範囲を限定すること及び原則として閲覧により提供し，必要な箇所のみを写しにより提供することが可能かどうかを照会元に確認すること，また，条例第13条に基づき提供先への措置の要求を行うことを条件とする。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，実施機関では，本件にかかる目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上